

議案第252号

大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案

第1条 本市は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）

第2条の自動車運送事業を廃止するときは、大阪シティバス株式会社に当該廃止に係る自動車運送事業を引き継ぐものとする。

第2条 市長は、前条に規定する場合には、同条の規定による引継ぎをするための基本方針を策定するものとする。

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

自動車運送事業の大阪シティバス株式会社への引継ぎに関する基本方針を策定し、これを地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とするため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。